

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

第1条【目的】

この規程は、社会福祉法人子どもの家福祉会（以下「法人」という）の、理事、監事、及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という）の役員報酬等に関する事項を定めるものとする。

第2章 報 酬 等

第2条【理事会及び評議員会、選任・解任委員会への出席報酬（旅費交通費）】

1. 役員等が、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1のとおり報酬（旅費交通費）を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第3条に規定する役員報酬は支給しない。
2. 役員等が、法人の職員である場合は、役員報酬及び報酬（旅費交通費）は支給しない。
3. 報酬（旅費交通費）は、原則として、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席した日に現金で支給する。

第3条【法人業務への報酬】

1. 役員等が、第2条以外の日において、法人運営のための業務にあたった場合は、別表2のとおり役員報酬を支給する。
2. 役員等が、第2条以外の日において、法人運営のための業務にあたった場合の交通費は、旅費請求書によって申し出された金額を実費で支給する。
3. 役員等が、法人の職員である場合は、交通費のみを実費にて支給する。
4. 役員報酬は、原則として、法人業務を行った月末締めとし、翌月に現金で支給する。
5. 役員報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

第3章 出張旅費

第4条【出張旅費】

1. 出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、その他の費用に区分する。
2. 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
3. 宿泊費は、宿泊にともなう室料、付随する税及びサービス料とし、1泊20,000円を限

度として出張中の宿泊数に応じて支給する。

4. その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
5. 役員等が法人業務のために出張する場合は、出張旅費請求書により交通費等にかかる実費を旅費として支給する。
6. 役員等が法人の職員である場合も、本条を適用する。
7. 旅費等は、原則として出張後に支給することとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 理事会及び評議員会への出席報酬（旅費交通費）日額

役員名称	報酬（旅費交通費）
理事長	10,000 円
理事・監事	10,000 円
評議員	10,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円
第三者委員	10,000 円

別表 2 法人業務への報酬日額

役員名称	報酬
理事長	20,000 円
理事・監事	10,000 円
評議員	10,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円
第三者委員	10,000 円